

令和3年7月12日

# 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

# 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和3年7月12日（月）

午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：高森総合センター2階 大会議室

3、出席委員

1番	谷川 春水	2番	高崎 堅誌	3番	
4番	檜木野 繁英	5番	色見 隆夫	6番	工藤 進二
7番	矢津田 勇次	8番	岡本 房雄	9番	三森 一男
10番	甲斐 正一			12番	三森 伸治
13番		14番	山村 珠美		

4、欠席委員 3番 首藤 光一・11番 城井 若生

13番 吉良山 友二

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名に関する件

第2 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

第3 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件

第4 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件

第5 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用  
集積計画（案）の承認について

6、農業委員会事務局職員

局長 高崎 康誌

係長

係 丸 山 響

事務局 第4回、阿蘇郡高森町農業委員会総会を開催したいと思います。  
 本日はお暑い中、御参加いただきまして誠にありがとうございます。  
 まず、御報告がありますが、今日、城井会長が県の農業振興協議会の総会に、町長並びに農業委員会長に参加の要請が来ておりますので、そちらの会議に出席されています。この総会につきましては欠席いたします。よろしくお願ひします。  
 では、農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、出席委員11名、欠席委員3名でございます。よって、過半数の委員の出席がありましたので、会が成立しましたことを御報告いたします。  
 では、まず副会長から御挨拶をお願いします。

副会長 まず、こんにちは。  
 今日は暑い中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。  
 また、皆様方におかれましては、お見かけのとおりではございますが、会長不在のため私が代行となりました。  
 何せ不慣れでございますので、よろしくお願ひします。  
 どうぞ、進行をよろしくお願ひします。

事務局 では、会を進めたいと思います。  
 まず、恒例の農業委員会の憲章ですが、今回は9番委員さんに憲章の読み上げをお願いします。

9番委員 1つ、農業委員会は、農業・農村の代表として、食料・農業・農村基本計画の実現に努め、国民の期待と信頼に応えます。  
 1つ、農業委員会は、食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。  
 1つ、農業委員会は、農地利用の最適化をめざし、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。  
 1つ、農業委員会は、認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の育成・確保と経営支援を強化し、農業・農村の持続的発展に努めます。  
 1つ、農業委員会は、暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、活力ある農業と農村社会をめざします。

事務局 ありがとうございます。  
 申し遅れましたが、農業委員会会議規則第16条に、会長に事故があるときは副会長が代理として司会を務めることになっておりますので、これからの議事は副会長の9番委員さんに議長をお願いし

ます。よろしくお願ひします。

議 長 はい。では、「議第 1 7 号」

事 務 局 議第 1 7 号、高森町農業委員会会議規則第 1 3 条第 2 項の規定による議事録署名委員の指名に関する件。

本委員会決定に附する。

令和 3 年 7 月 1 2 日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議 長 では、ただ今の件に関して、署名はどのようにいたしますか。

(複数委員) 議長一任。

議 長 はい。では、5 番委員さんと、6 番委員さんによろしくお願ひします。

「報告第 3 号」

事 務 局 報告第 3 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について。

別紙のとおり本委員会に報告する。

令和 3 年 7 月 1 2 日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議 長 ここは事務局に説明をお願いします。

事 務 局 はい。それでは、報告第 3 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出について、事務局より説明をさせていただきます。

議案書は 5 ページをお開きください。また、補足資料は 1 ページと 2 ページになります。

今回、相続の案件になっておりますので、航空写真は付いておりません。

では、中身について御説明させていただきます。

相続された土地の所在地、地目、面積、相続人の名前、届出日等は記載のとおりです。

現在、この相続された土地につきましては、町内在住の娘さんとともに年 1、2 回程度、維持管理で草刈りを行っているとお伺ひしております。

今後、維持管理ができなくなる前に買い手を捜したいということで、地元の農事組合法人さんに一度話を持っていくということで、一緒にお話をさせていただきました。

ただ、地元の農事組合法人さんも、ここを借り受けて収益を上げるということは、地理的に難しいというような回答をいただいております。

また、これから別のアプローチで斡旋希望を探していくような形で行けたらなというふうに考えています。

この案件を、農業委員会として、完全に手放しにしてしまうのではなく、事務局でも受け手捜しには力を入れていきたいと思ひます。

現在はそういった対応ですが、斡旋希望有りということで、今後も引き続き対応していく予定です。

事務局からは以上です。

議長  
(複数委員) では、何か御意見ございませんか。  
ありません。

議長 はい。では、この件は以上のようなことで成立といたします。  
「議第18号」

事務局 議第18号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和3年7月12日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 この件に関しては、地元の1番委員に説明を、1番、2番、よろしくお願ひします。

1番委員 議第18号、農地法第3条審議資料。

番号1番、2番は、7ページとなります。補足資料は3ページから8ページです。1、2番は、関連案件のため、併せて説明します。

申請者等の情報は左記のとおりです。

農地を手放したい出し手の要望により、現在、相対契約によって耕作中の農家と農地を売買する農地法第3条申請です。

申請地のうち2筆は現在も耕作がなされており、1筆は耕作放棄の状態ですが、維持管理を行うとのこととす。

よろしくお願ひします。

議長 はい。1番から2番、説明がございましたが、何か御意見ありませんか。

事務局 今回の案件につきまして、事務局から補足をさせていただきます。

1番、2番の案件につきまして、申請者の方から申請書をいただいております。その記載内容の中を確認いたしまして、農作業常時従事要件、また面積の下限要件などの要件を十分に満たしていることを御報告させていただきます。

以上です。

議長  
(複数委員) 何か御意見ございませんか。  
ありません。

議長 では、原案のとおり成立いたします。

続きまして、3番は事務局でよろしくお願ひします。

事務局 はい。それでは、3番の案件につきまして、事務局より御説明をさせていただきます。

申請者等の情報は左記のとおりです。

譲渡人は、兼業農家を営まれています。病気になる、農業経営

を縮小したいという要望と、譲受人は規模拡大の要望により、農地の売買を行う農地法第3条申請になります。

申請地は、現在、牧草が栽培されており、今後も同様に牧草を栽培していくとのことでした。

また、提出いただいております申請書の中を確認いたしまして、農作業常時従事要件、また面積下限要件などの要件を十分に満たしていることを事務局より報告させていただきます。

事務局からは以上です。

ページ番号を伝えておりませんでした。

ページ番号は補足資料9ページから11ページとなっております。

議長 何かございませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないようですので、よろしくお願ひします。

続きまして、4番、担当委員の10番委員さん、よろしくお願ひします。

10番委員 議第18号、農地法第3条審議資料につきましては、8ページの4番のとおりでございます。

補足資料につきましては、12、13、14ページをお開きください。

備考につきましては、私の地域でございまして、唯一の後継者でございまして。

経営内容といたしましては、畜産と露地野菜を経営されている若手でございます。

大変真面目な方でございますので、どうぞよろしく御審議をいただき、御決定賜りますようよろしくお願ひいたします。

事務局 それでは、ただ今の案件につきまして、事務局より補足説明をいたします。

提出いただいた申請資料の中身につきまして、農作業の常時従事要件及び面積の下限要件を十分に満たしておりますことを、併せて報告させていただきます。

議長 では、御意見ありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということであれば、承認いたします。

では、続きまして5番は、担当委員さんが欠席のため、事務局から説明をよろしくお願ひします。

事務局 それでは、事務局より説明させていただきます。

補足資料は航空写真だけになります。

15ページと、議案書が8ページになります。

申請者等の情報は左記のとおりです。

規模を縮小したいという譲渡人の要望により、売買を行う農地法第3条申請になります。

申請地は牧草地であり、譲受人は維持管理を行うとのことです。

現況はかなり荒れている状態で、この筆の周り、外縁の部分が、現在、スギの木も植わっているような状態です。

そのスギの部分は、伐採も今後は考えていくところではありません。

ひとまずは維持管理だけされるというところ です。

地目が牧場なので荒れないようにだけしていくということで、申請資料をいただいております。

今回、譲受人の方が主に林業をされていらっしゃる方なので、木を植えたりしないかを、十分に確認し聴取を行いました。

ほかの山林を買い受けるのにあわせて、この農地もどうにか引き取ってほしいという譲渡人の要望もあり、この農地もセットで買うには農地法の許可を受けないと買えないというところでの申請でございます。

そういった背景もあります。

十分に維持管理は行える農機具等の保有もありまして、農作業等の従事要件も十分に満たせる方ですので、問題ないと事務局では判断しております。

以上です。

議長 議長 (複数委員) では、何か御意見ございませんか。

議長 ありません。

議長 では、ないようであれば、承認いたします。

続きまして、「議第19号」

事務局 議第19号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和3年7月12日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 この件に関しましては、1番委員さん、よろしくお願ひします。

1番委員 議第19号、農地法第5条審議資料。

10ページとなります。補足資料は16から18ページです。申請者等の情報は左記のとおりです。

申請地は、十数年前の農振除外後に分譲されており、現在は維持管理だけが行われております。

申請内容は一般住宅の建設で、権利の種類は売買による所有権移転の農地法第5条申請になります。

よろしくお願ひします。

議長 はい。では、何か御意見ございませんか。

事務局からありませんか。

事務局 それでは、事務局より補足をさせていただきます。

ただ今の案件につきまして、いただいている申請資料の中に、事業計画書、見積書、資金証明書、位置図、配置図、見取図などの資料を添付していただいております。その資料によりまして、事業計画及び面積等の計画は十分に妥当であるというふうに判断しております。

また、今回、農地の立地基準ですが、補足資料をごらんください。

補足資料の17ページの航空写真をご覧ください。

航空写真上では周りに十分に農地が広がっていることが見受けられるかと思えます。

こういった農地は、いわゆる第1種農地というふうに区分を受けるところでございます。

原則として、許可相当では無いとされるのが一般的ではありません。

今回申請いただいている農地は、周りの住宅と隣接して、また道路とつながっているというところで、集落接続の許可の例外という要件を満たすことができます。

この許可の例外というのを満たすことによって、第1種農地であっても十分に転用が可能であるというふうに条件が緩和されているところの計画になっております。

また、面積も過大ではなく、十分適正な面積でございますので、立地基準についても十分に許可相当であり、一般基準を満たしているため、総合的に見て許可相当であるというふうに判断しております。

事務局からは以上です。

議長 はい。何か御意見ございませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。では、ないようであれば承認いたします。

**「議第20号」**

事務局 議第20号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(案)の承認について。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和3年7月12日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 このことに関しましては、事務局から説明をよろしく申し上げます。

事務局 はい。それでは、事務局より説明をさせていただきます。



まず1番、2番、共通する内容になります。

1番、2番ともに農業者年金基金の経営移譲年金に係る農地の契約の再設定になります。再設定は、大体契約10年目にするものになります。

再設定をしないと年金が支給停止になってしまうので、毎年、事務局から該当者の方に対して、年金の現況届というものを提出していただいております、その際に、併せて通知をしております。

その通知を受けて、今回提出をいただいた2件になります。

内容は、更新の案件です。

これまでと同様に野菜及び牧草、どちらも栽培されるということで申請をいただいております。

特段、以前の申請と変わった内容はあります。申請地の現況写真を見ますと、荒廃して作っていないところもありますし、十分に耕作が今後も継続可能であるというふうに事務局は判断しております。

基盤強化法の案件なので、委員さんとの同行はお願いしていませんが、地元の委員さんからも、御意見をいただけるのであれば、なお良いかなと思います。

十分に可能であると、事務局としては判断しております。

以上です。

議長 この件に関しましては、私の集落の人でございしますが、確かにこの現況どおり、立派にやっておられます。

よろしく申し上げます。

何か御意見がありますなら、よろしく申し上げます。

(複数委員) ありません。

議長 はい。では、無いようでありますので、承認いたします。

では、スムーズに進行はできませんでしたが、何とか締めができましたので、ありがとうございました。